

かすかな胎動

松江市に於ける「入管国争」の動き

1 国籍書換えで市長団交
12月26日、在日朝鮮人の国籍を「韓国籍」から朝鮮籍への変更を即時認めるよう要求して、松江市長との団交が「朝鮮籍への変更を支持する松江市民の会」に結集する県会・市会議員・自治体仲間・教員・学生・高校生ら約50名の参加をもってなされた。
保守行政の松江市当局は、在日朝鮮人に対して、1月1日より朝鮮籍「韓国籍」を固める国民健康保険の適用を認めるという全国でもまれな措置をこうごながら他方で、法務省の通達を忠実に守り、一切独自の判断を放棄し、朝鮮籍への書換え申請の受けさえ拒否していった。

当日、私たちは10時半より市長以下助役・民生部長・市民課長・外務係長と行難を排した市当局と1時間半にわたって団交を展開した。
当日、私たちは10時半より市長以下助役・民生部長・市民課長・外務係長と行難を排した市当局と1時間半にわたって団交を展開した。

2 地方保守行政の実態

交渉の冒頭、この問題に対する政府の態度の不当性と市長見解を述べた。それに対し市長は「たとえ、国の通達を間違っていたとしても、憲法も法でもあるならば従う」「裁判によって決着をつけなければならない」となどハレンチな発言を行なった。
さらに、「松江市では2名の申請を出しているにも関わらず何の受け付けも拒否するのみ」という私たちの問いに対しては、「申請書は県を通して法務省に伺う。そこでだけ認められるように詳しい当時の状況を書いた書類を添付するよう要求しているが、本人がいまだに書類を提出していない」と類切で受け付けを拒否しているのみであって、引延びしを行なっているのではないと発言した。しかし、交渉の乙日後に、市当局の言う不備な書類を法務省に送っている事実を見て、その時を待たず受け付ける意志がなされたことは明確である。

「外国人登録法10条1項では市長は記載事項が事実にあつていないことを知った時、市長の権限で訂正できるとある。これをどうように考えるか」という問いにも、「外国登録事務は機関委任事務である以上市独自では判断できない」「韓国の記載が事実にあつていないのは市町村にそれを確かめる資料がない」「66年乙月通達通り法務省に伺う」と答えた。
「（韓国）は国籍であり、（朝鮮）は符号であると言っているが、法務省は書換えの受理を認めた場合、あなた方は国籍欄に符号や記号を書いているのではないのか」という質問に何ら答えることができず、「たしかにあかしい」と認めざるをえなかったものである。
このように「政府の通達通り従います」「政府を信じています」などの問題の本質を回避し、問題をただ事務的レヴェルに転化することは、その歴史的事実を直視せず、現在のにも何らかの行為が在日朝鮮人に対して偏見者であり差別者であることをまったく自覚していない。
最後に今回の交渉権をもちこり、市役所ロビーで総括集会を開いてこの日の団交は終わった。

3 胎動は必ぬに運動

松江地区における入管国争への取組は、劉彰品、ヘトナム留学生、田川市の国籍書換えなどの全国的な状況に鑑みられ、昨年9月世話人の呼びかけにより松江地区入管体制新実行委員会（以下、地区実と略す）の組織会議が開かれたことに始まる。しかし、党派のヘゲモニー争いと自己批判マッコという不毛な会議をくり返したばかりでそれは決裂してしまつた。
9・10月には個別タリムによる街頭デモ、ビラ配布、戸別ビラ入れが続けられた。

11月、私たちは、いたずらに要求団体を寄せ集める従来の実行委員会方式ではなく、やる気のある者だけで運動を展開することを確信し、運動の主体的な核形成に着手した。それと併行して祖国の平和と統一のため、に戦っているヘトナム留学生、アジア文化学生会館の田中宏氏、ヘトナム留学生支援の会の人たちを招いて映画会と討論会を行なった。そして、

機関紙（地声）の発行、入管問題に関する学習会、寺小屋開講。さらに国籍書換えを支持団争を展開するなかで、市役所の外からの支援運動を呼び入れ、内からの支持運動をひきだしていった。そしてついに自治体仲間・県会・市会議員・教員・市民ら14名の賛成人となつて「朝鮮籍への変更を支持する松江市民の会」の組織集会が12月18日、10名の参加で行なわれた。

この集会では、現在申請されたこれている2名の即時書換えを受理するよう松江市長への決議文を採択し、松江市長に団交を申し入れることなど全員の一致で確認され、12月26日の市長団交をもちこった。当初「松江市民の会」は組織としては実態がなく、地区実な世話人となつて運動を担ってきたのだが、一月中旬には、十有自立した運動体になり成長していった。さらに、即時的な国籍問題なら在日朝鮮人の人権問題までも運動を拡げることを確認され、今後市地道で、長い市民運動が続けられることだろう。

4 何なまらなつていたのか

簡単に現在までの事実経過を述べたが、9・10月当時の地区実には、寄せ集めのヘトナム形成を夢想した従来の実行委員会方式でしななく、それら過去の経験を生かされず、欠点のみ表面化させて破産した。これらの運動の方向性、すなわち個別問題に対する運動体創出、組織化、地域の連合形成なる路線は誤まつていなかったと思う。現時点で私たちは運動の総括をせよという早いのも出ないが、今後この方向を追求し、地域における情報センター的役割を担っていくだろう。

5 知る者の団争を超えるもの

12月26日の団交まで、松江市長は、書類不備の一点ばかりで受け付けを拒否していたものをその乙日後には、市当局の言う書類不備のみを法務省に送付させた。これは市独自の判断で書類を認められた市当局に対して、私たちの運動の一定の成果をいえる。1月14日、私たちは市長団交に賛成されて、さらに5名の申請者が松江市に申請書を提出した。これによって私たちは、具体的に獲得目標をわすれずはあるが伸ばし得た。（次頁へつづく）

生産者と消費者を結ぶ運動

わいの意見まで
出たぬきせん。
消費者の立場
からして、本

生産者と消費者を結ぶ運動

洛西ニュータウン反対同盟

京都市では、将来の住宅政策の
基本として、六年後に大規模第一帯
―総面積285ha、11700戸、44000人―
の田舎へ洛西ニュータウンへの建
設を計画し、土地買収などその準備
を進めている。そして現在、
市開発局の発表によると、そのハ
ルが買収済みだということだ。
ところがそのうち90戸ほどが、
「金は一時、土地は万年」という
口実で、その土地を頑固に土地を
手離すのを拒否していきす。彼ら
の間で、さす反対同盟を結成し、
昨年11月には団結小屋をも建設し
て、いよいよ徹底抗戦の姿勢に入
っている。

よく考えているのは、この新
しくできるニュータウンその消費
者運動ではなく、この反対同盟
の農民と近所の消費者とを結びつ
けないかということだ。

農民のワークス

農民のワークスとは、この大原
野の地というものは、昔から良質の
米など、またタケノコ、山菜、
産物です。それに最近では、ナス、
ギョウリなども良いものがある
ということだ。ここはよくの家
にも近く、良質のタケノコを作
ろうとして百姓が山菜をこめて竹
林にタケノコを入れ、土づくりをする
苦労は、小さな頃なら見たり聞い
たりして、非常に身近な感じをも
っている。

この農民の頑固さ、土への異
質な執着は、三里塚の農民とも相
通するものがある。

たとえばそのタケノコ作り
には、柔い土を入れてタケノコを
その上にまた土を被せてタケノコを
かく、というふうな農民の手作りの
生命のこもった作業があります。
つまり、農業や化学肥料を使っ
て何れでも生産量を上げるという
現代の農業とまったく質的にち
がう農業があり、農民が存在する
わけだ。この作業の意味はわか
らなければ、彼らはなぜ土にそれ
ほど執着するのかわかりません。
いばかり、農民は手不得を担
っているというふうな、見当

当に自分は大切なら、絶対このよう
な土に生きる農民を殺してはいけな
いと思ひます。なぜなら、そのよう
な農民を殺すことは、自分自身を殺
すことにはならないからです。

資本主義流通機構への挑戦

この二月に、京都では市長選挙が
あり、その中で、誰が当選しようとも、
反対同盟への攻撃は一段と激しくな
ることが予想されます。

そして春のタケノコ、夏のナス、
ギョウリ、秋の米と生産物の出荷が
続きますが、前二者については中央
市場との関連で、米については買
入れ制限の問題で、農民自身消費
市場を確保していく動きが起ろうと
しています。(三里塚でも、学生や
竹付者など三里塚のアイデンティティを東京へ運
んで売ったという話があります)

そうした時、よく知らぬその生産
物を輸送する役割を果すのが消費
者への浸透をはかり、生産、消費の
ルートをつくるのと同時に、ニュー
タウン反対同盟を支援する体制を少
しずつ作れないかと考えています。

農業再編と物統令のなげ

一方、電機製品が値下げなどで、
消費者のウーイの評価がなげ、ラ
ルフ・ネーターの東日とも相違つて
消費者の運動が大きく前面に出てき
ています。米の物統令廃止に動して
も、大阪の関西主婦連のいうな賛成
の意見を除いては、あまた「消費
者を守れ」という意見で大同団結さ
れような様子です。

しかし、現在の市民生活で、はた
して「守れ」というのはそのものな
るかどうか、「守れ」というのが解
決するのかわからず、よくには疑問で
す。物統令などという農業再編の
なげで行われようとしているものを
正しく把握するなら、「食糧を守れ」
「消費者を守れ」というのは、持
主としての対応でしかない無意味な
ものであることになりす。

つまり、今までの体制の側から与え
られてきた生活原則を、現在では体制
の側が壊しにならっている。市民
生活はまったく無原則の状況に迫り
こざれている状況は、消費者運
動を云々するとすれば、それは「守
れ」という姿勢ではなく「建設」す

るという姿勢でなくてはならないだ
ろうと思ひます。たとえば、商社が
米どころの宮城、新潟の農家の庭先
にまで出向き、米の買い占めをこ
なっているという側面から総合門
に對し、消費者の側から総合門と生産
者の総合門を結合した時、これは今
までとちがった消費者運動、農民運
動になるにちないありません。

これは、よくの消費者自治組織な
らびにニュータウン反対同盟への
なげに共通する認識です。

へきに くにひこ

編集室に

なえてのおしゃべり

あるアツク入試前なので何もで
きない、書けない。そんな。去
年の今頃、大学行ったらやる、それ
までは……と弁解してサボってる奴
がオレは一番キライだ、と書いたこ
とがある。この時は受験しなかった。
へ進学拒否と云えるほど力コ
イイものではない。写真学校へ行っ
ている友人から「大学なんか甘
い。なんて……」と非難されて口ごも
る。しかし、二浪の人には大学へ
なるもの、放棄への方向を位置づけ
ねばならぬ云々云々、この人は
一年半以上も何をしていたのらう
と思ってしまう。

イキガッてみたところでへ進学拒否
は行為以上のものではない。一回限
りのものだし、他の誰かが進学する
ことで無意味化されてしまう。意味
を持ち続けるのは行為の主体で
ある。よく自身の内部においてだけだ。
そうなら、問題は大学ではなくて
「ぼく」の方だ。大学なんかそうこ
わることもないだろう。ドエモエ
工のになぜ受ける？と訊かれたら、
親のため、金のため、としか答える
すべはない。大学に入れば「家」
と切れることなく「家」へはなれ
れよう。うまくいけば少しはオマ
シが貰えるかも知れない。ゼエのこ
とを考えると少し大層な感じが、それ
だけの話。大学の犯罪性だなんだと
コムリカシイ理屈はこねたくない。

大学とは？受験の意味は？なんて
じつとしたまま考えろるのはオレ健
康によくない。「大学への幻想を捨
ててくれ、受験戦線埋没中。日夜一
人で悩む……」なんて、云っちゃ悪
い。受験の骨頂。何事であれ無理は良
くない。受験をへ踏切へにするのは
やめて、受けるならキリに受けよ
う。

入試と云っても日常の一コマ。ぼ
くの場合ならこんな具合――。私大
A…遅刻して受験できず、マジトで
マジトで事務、受験後はマジト直
行。私大B…これは明日、いや今日
が試験日……。

受験する君、君もキリにやれよ。
受験地で誰かに会うもよし、大阪に
寄ってマジトに来るもよし。連絡く
れれば救えます。春の日ざしに誘わ
れて旅に出る君も。(冷嘲的だが筆を
詰めて、自連の印刷化が提案
されてる。提案有向井君と、Aア
ジトの若手が対立(?)している。ぼく
の個人的意見を云々せられてうなら
ミニコミとしての性格をなくしてし
まった自連には、なんの魅力も感じ
ない。(タココサイン) (へてつあ)

国家権力を裁く

■ 叛軍裁判 傍聴記 ■

どんより曇った雪景色を想像していたのに、新潟駅に降りた私の前にひらけたのは、どことも変わらぬ駅前風景だった。9時すぎ、まず集会のある新潟大学教育学部へ向かう。

なかば無理だろうとは思ったが「是非裁判を傍聴したい」とのんでみた。既に48人の定員は決まっているのだから、ここまですきにのびのびと、とアツカマシカを發揮すると、どういうわけかスナリO・Kが取れた。もっとも既に裁判所前に詰めている、48人のうちの1人とタッチ交代しなればならないのだが。総決起集会参加はあきらめて、すぐに新潟地裁へ向かう。

新潟地裁は近代的な四階建てのビルである。そのあまりのスマートさに驚いてしまった。門前にいくつもあるテント

は、傍聴券確保のために前日から詰めている、新潟行動委が張ったものらしい。そのうちの一つのテントで是非傍聴したい旨を言うと、アツカリ交代してくれた。感謝感激。

12時40分頃、我々に向けての放送が始まった。裁判傍聴についての注意である。傍聴券

を受け取り、報道のカメラをさけて、やつと中に入る。ヘルメットなどの社内持込みは禁止、整理券と引きかえに預けることを強制される。首はさっきの放送で承知済みだが、それを無視してヘルメット姿を身につけている者には、廊下の両側にヤツリ並んだ関係者から、取って下さいと取って下さいと集中攻撃。皆一応、カマトを脱いだ。

三階の第一号法廷。白壁の小さな部屋。あまりに小さくまとまっている光景は、こんな少人数で、こんな大きな問題が裁かれようとしていること自体、全くおかしいのだという感を深くした。裁判長が入ってきて一同が立ちあがる。儀式そのものだ。裁判は前回に続いて、弁護側の求釈明事項説明か

ら始まる。

求釈明事項の内容は、第一に「46警戒群（小西氏が所属した航空自衛隊46群通信隊のこと）し、第二に「特別警備訓練し、第三に「憲法問題」と三つの柱になっている。もし検察側がこの求釈明事項に正面から答えれば、自衛隊の実態が国民の前にさらされる結果となる。当然、解答を逃げようとする検察側をどのように攻撃し、追いつめるか。小西氏は述べている――「この裁判は犯罪人として扱われている私が、被告人として被告席に座る私が、被告として被告席に座ることを強制し、私はその挑戦に立ち上がったのである。」

今回一番問題にされたのは求釈明事項の第二項、特別警備訓練である。「本件起訴状によれば、被告人が治安出動訓練を拒否せよ」と記載されたヒラを貼付けなどした事実が、特別警備訓練を拒否するよう煽動したことになるといふ。何故、治安出動訓練の拒否が特別警備訓練の拒否なのか、この両者は同一なのか否なのかという、秋山弁護人の発言について、検事の応答とさらに弁護人の問いかけが始まる。

飯島検事 治安出動訓練とは、この場合特別警備訓練のことである。被告のヒラにはそのように書かれているが、この二つは別のものである。

弁護人 治安訓練の他、示王鎮庄訓練という言葉も見られる。これも特別警備訓練に属するものか。

検事・・・

弁護人 起訴状では、治安訓練が示王鎮庄訓練であることは明らかである。検事側は治安訓練は特別警備訓練であるが、治安訓練は治安出動訓練ではない、示王鎮庄訓練は治安出動訓練ではないという、概念の使い分けをしている。そのへんをもっと明確に詳細に述べよ。

検事・・・（完全黙秘）

「ここをええよ」傍聴席から野次が飛んだ。尚も検事は沈黙を守る。「早くここをええよ」

裁判長 今、発言したのは誰ですか。立ちなさい。（立たないのを見て）退廷を命令します。

弁護人が即座に立って弁明をする。裁判長、再び立てと命令、誰も立たない、退廷命令。辻史が発言者となりあさえて連れ出そうとする。もみあい、小西被告が裁判長と発言要

求。発言はよろしいが退廷しなさい、とくりかえす裁判長。もみあいがら、わめき散らすか、どうとう退廷させられる。この騒ぎに小西被告はかなり興奮して早口で抗議する。

「起訴してあきながらこんな言いまいなこと、検察官は一体何をしているのか。きかれても答へられないではないか。被告や傍聴人が頭にきて騒ぐのもあたりまえだ。検察官が言いまいだから、こんなことになる。それを退廷という形で裁判長は片付けるのか。今の退廷者を元の席にもどすことを要請する。」

続いて弁護人も検事の責任を追及するが、検事は自らに釈明の義務を認めないため、何らの責任もない、という。

海治検事 治安訓練は正式の言葉ではない。被告は、特別警備訓練の拒否を煽動した為、治安訓練、示王鎮庄訓練を拒否した。即ち、被告のいう治安訓練、示王鎮庄訓練は特別警備訓練のことである。

弁護人 被告の書いたヒラは治安出動訓練拒否をよびかけるものであり、特別警備訓練の拒否ではない。これは記載されている公訴事実内容から明らかである。治安訓練、特別警備訓練の具体的な内容は示王鎮庄訓練であり、これらは重ならなくてはならない。もしそうでないなら、起訴自体が誤りではないか。

検事 それは一つの意見としては同うが、答えるということはない。

以上のやりとりの末、30分の休憩に入った。再開後、いよいよ緊迫したムードにあふれてきた。

つぎに裁判長は、検察側に釈明を命令すると宣言。すると直ちに検察側より必要の範囲を逸脱するとして異議申し立て。10分間の休憩のうちに判事の合議が行われ、裁判長は釈明命令に対する異議申し立てを棄却することを宣言。検察側は大あわて。時間が迫っていたこともあり、次回に延期することを要請。次回期日を決めて、その日の裁判は閉廷した。

5時すぎから医学部第一講堂で報告集会。今回は現政府の自衛隊見解が検察官を通して明らかになる。行動委は民衆弁護人運動を進めているが、次回より傍聴席を民衆弁護人で埋め、退廷命令を恐れず、どんどん発言していこう、というアピールがあった。（高村ちえこ）

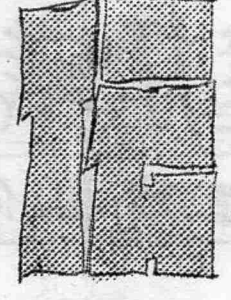
子供達に良い本を

潮乃会では、数年前より、精神薄弱者の施設建設運動を進めていき、施設は、現在、滋賀県で行な建設中です。今年、潮乃市内で、子供たちの創造性などを、より成長させるような読書と遊びの場として、「ひゅうさん文庫」を潮乃会事務所内に設立することにしました。ひゅうさん文庫で、母親同志集まり、子供同志集まり、あたたかい勉強をしながら、理解を深める場となることを願って設立します。歳が終ったを、いろいろな本がありまししたら、左記の住所まで送って下さい。

ひゅうさん文庫 潮乃会事務所内

住所 滋賀県 彦根市 中宮町 2-1-4
ひゅうさん文庫 43-6071 43-0440

新しい集団



大阪府北区大宮町2郵便局留 自由連合大阪
発行「月刊キッス」週刊読者の会 郵送料共 15円
「……」其団体は他の運動や権力
団体と異なり、経済を
うめ、経済を
裏付けとした存在
であることだ。

そこに立脚するなぞ、経済的自立を獲得してゆかなければならぬし、それは自前性をそとに押し広げていくことにより、ついに質の転換を遂げ得ることを意味するし、その団体の適合とは何なるか、今おしよ。

神もなく主人もなく

東京都豊島区松原3-33-12 佐藤 信太郎
発行 タナトス社情報紙 郵送料共 45円
タナトス社「……」あるいは、総破壊の黙示録ノ聖典の姿、一国家と革命の批判ノクロポトキノ思想の背景と目標（ハタチニ）ノ生産と分配（マラテスタ）

PA通信

大阪府東区東船場5-14-31 米本豊美校
発行 SCエディ 郵送料共 30円
「金ヶ崎子供会」は、去年の夏の金ヶ崎キャンパス以後、つと引き、続いて子供会を運営している女性による報告。子供会内部の問題、教育体制という形で捉える外部と

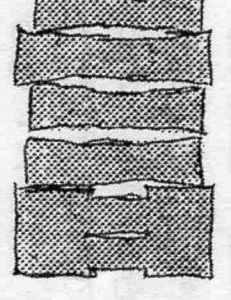
の関係の問題を経験的に述べられて
いる。
また尾田は其団体の連合の問題に
ついて、自連合号におけるイデオロ
グと人との討論で出てきた問題の一端
を明らかに展開している。

その他「革命前夜」の革命とはし、
言葉に情念は含まれるか、の記述が
ある。

三三三連合 No.1

住所 変更しました 東京都豊島区北大塚
3-12-5 上村 義方 郵送料共 20円
何のために出そうというのなノ
マルクス主義の諸問題に關してもし
くは聞かないで、あきなりさんにき
て見捨てられたはくたち、横濱自由
連合と三三三連合のこと、あそびするな
けし、伝言板

三里塚地下聖域に 支援物資を



敵はついにその本性をむき出しに
してきまし。農民の土地を機動隊
という暴力をつないで奪取になろう
というのです。し
なした日戦争をは
じめ、天山の闘争
経路をへた三里塚
農民は、その簡単に敵の暴力を許す
はずありません。堅固な地下聖域
をつくり敵との対決に備えていきます。
聖域を中心にした対決に、次の幾
多物資の必要とされます。反対同盟
に送って戴けるようお願いします。
また東京では左記の事務所が物資の
中継を行なっています。御連絡下さ
い。

反対同盟 豊島区 矢野山町 大里 柳川 茂
〒葉原区 矢野山町 大里 柳川 茂
〒代田区 神田小川町 3-1 連合報道社
294-6220
。食料（携帯・保存に便利なもの）
。寝袋、テント（できるだけ山）
。酸素ボンベ。懐中電灯（山）
。電池（アルカリ電池など）。ロウソク。
。医薬品。補、垂れ幕（スロー）
。を書いたもの。ロープ。花電機
。衣類。その他

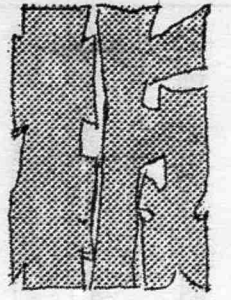
三三三連合の会
田市工 北丁目10の近江方 キッス 豊島区
其団体は既成社会に並行して、そ

の外部に作られるものではない。
既成社会内側、とりわけその権力の
権力性や希冀の地方の小自治体は、
そっくりそのまゝ其団体へ向うこと
も可能だ。地方自治体は昔から其団
性の伝統を持ってきているものが多い。
それなすくくつと、そのまゝ其団体の形
成要素にもなっている。

大行のある小さな山村がイスラエ
ルのある千つと只前都市のような
盟約を結んで、村長自ら村の青年を
連れてキッスに研修に行ってきた。
これこそ「……」の言う構造更新の
な革命ではないだろうか。

乱

……政変は一日にしてなるとして
も、社会の改革は、長い、実に長い
闘争の産物です。鶴見氏の新しい官
僚性（「展望」11月号）は、そうし
た華麗で劇的なもの、地味な、
日常的な、実務的
な、しかし決定的
な変革を徐々に確
実に用意してゆく
作業をする、そんな人間にのみ出現
し得る確立したものの要請である、と
僕は受けとっているのです。（江口
幹「アサギ」官僚性の変革（？）と
り抄出）



現実に変革の門をむくには実務性・
日常性が必要でないという主張は、
非現実的運動者の多かつたアサギス
トに対する重要な問題提起と思われ
る。江口氏の言う通り、日常の生
活、人間同士のつながり、日常の生
活、社会の姿を現に実現させていく
ことは不可欠な作業であろう。

アサギス「神話」をどう超える
か 矢野山町 柳川 茂
★秋山清ノある模索——乱流タ
ルノ中間経過★嵯峨湖ノ地ノ端とて
の生涯——山鹿素子さんのこと★太
正道ノわが国に於ける反逆の原典
（1）★鳥越弘之。

不 IMORALITY 倫 No.2
札幌市豊島区東船場5-14-31 米本豊美校
定価 30円（送料別）
高校生が作る高校生と機関紙、今
号は女性問題を特集している。

……

東京地区「世界産業労働者」

(IWW)一般合同労働組合

設立にあたってのメッセージ

いま、一つの労働組合は生まれ
出ようとしている。そして生まれ
る前なら、もう名前をキヤンとつ
いてゐる。へ世界産業労働者(Ind-
ustrial Workers of the World)なぞである
。この労働組合は、まだチツチ
ヤイミニ組合である。だが、アサ
ルコ・サンジマリヌム血統証明
を待っている。

企業別労働組合の限界

今日、わが国の労働組合運動は
優性である。そのうち、それな
になど、新しい労働組合を作ろう
というの。わがわがの労働組合
は、既成の労働組合の間に割り込
み、活動する余地がある。な
がある。

小企業、零細企業に働く労働者
は、自ら前に大企業の大企業別労働
組合の大きな姿を見せつけられて、
一企業の大企業別労働組合化され
ない限り、労働組合運動はできない
。もんだと信じてゐる。同じよ
うな理由で、アルバイムの学生や
女業者は、労働者階級の一翼であ
るにかなわらず、組合員にはな
り得ないものと諦めさせてゐる。

また、企業別組織を主体とする
論は、労働組合運動は、労働者階
級全体の組織を意味する。現代資本主
義の大企業は、多岐にわたる
一企業に「孤狼」な大企業をつく
り出したことにある。零細企業従
業員の悲惨さは、職場にあって孤
立させられてゐることにある。こ
のよう労働者大衆にとって、さ
り必要なのは、企業の大企業を超え
て、広く延べられる連帯の手である。

合同労働組合とは何か

一般合同労働組合は、総評や同盟の
なにも無くない。だが、それらは
既成労働組合運動の重負目標ではな
く、たんなる付けたしにすぎない。
しかも、これらの既成一般合同労働
組合は、全国的な組織を通じて、既成
左翼政党の政治的運動と結びついて
いる。労働組合は、その活動と引き
替へに既成政党の政治活動に組み込
まれるのは、自衛的行動と言わなけ
ればならない。

君も参加できよう

東京地区「世界産業労働者」一般
合同労働組合は、設立の当初はアサ
ルコ・サンジマリヌムのイデオロギ
ーを帯びない。運動の指導原理は、アサ
ルコ・サンジマリヌムの原理以外の
何もかもではない。だが、企業の大
企業を超えての全労働者階級の組織
組織化の方針に、現する以外、一切
表面には表われないであろう
。わがわがの一人一人の労働者の相
手は、アルバイムの学生であり、不
安定な労働条件下であらわてゐる
セルスマンや女子事務員であり、
あるいは勤労の意欲に溢れるならも
自己の能力を發揮しようとする職
場ならも
。彼らに正当に立ちあはるには、さ
る労働組合の締結が必要であり、そ
のたのみの団体交渉が必要である。
いや、何よりまずそれらに対する十
行の知識を養うことが必要である。
すぐに大きな飛躍を期待すること
は無理である。というより危険だ。
わがわがは、最初、しななれ確実な一
歩を踏み出すことならぬ。わがわが
。この合同労働組合に興味ある人は、東
京都豊島区南池袋1-15の21田中ビ
ル内本社江川まで連絡を下さい。
年 さんさんさん 年

其団体社会主義

大正五期から昭和初期にかけて
矢野龍渓(新選料15円)
其団体概念の混乱/其団体論への
アサロ・サンジマリヌムの方法論/其団体
論と関係の視点/機能の限定な
ら連合へ/国家実体論と国家権論

日蓮者の獄手記

一、大正五期から昭和初期にかけて
矢野龍渓(新選料15円)
群馬県伊勢崎市市町田大島三郎氏 黒色戦線社
定価20円 振替口座11015 大島三郎
朝から晩までアサギアアサギ
飯を食うにもアサギアアサギ
未だ囚な着るる色
アサギアアサギは俺等の着物
どうせ俺等も囚人だ
借金鉄鎖の囚人だ
工場で死ぬる囚人だ
アサギを着るにまき死ぬる身だ
死ぬなら一層絞首刑
霜置く朝の絞首刑
もしも日が出た見えになら
笑顔のまきで死んでやろ
死んだ死体はアサギの上に
若い男は手を取って
踏んだりはねたりしようとも
なんぞ嘆こうアサギアアサギ
年 さんさんさん 年

三月、日本原へ播種に

日本原は明治以来、日本帝国陸軍
駐留米軍、自衛隊の射撃演習地と
して、帝国主義軍隊の侵略に手を借
してきた。きたる三月、姫路駐屯の
自衛隊が13師団を全面的に日本原に
移してこようとしている。
射撃による騒音、誤射による生命
の危険、そして何よりも日本の軍国
主義化に對して、日本原の農民は困
っている。アサギアアサギに、アサ
合言葉に。

姫路から自衛隊が移ってくる3月
はヤマだ。しかし、問題の大きさに
比べてまださだに南へは遠い。わがわ
れはアサギに足りない。そこで3月中旬
から4月にかけて、アサギにアサギ
の人々日本原に農民に出かけるよう
提案する。

(日本原戦争に関する詳しい経過は「月刊地獄戦争」
一冊を参考。また現地ではアサギにアサギ天幕を1冊
山梨県田代町宮内町で出ている。)

NON VOL4

福田県定後部宗俊町東同郵便局番4号
NON 編集部
暴力論(3)/日常と政治/現在の立
場と視座の確立の意味から/主体性
論(4)/淡い期待への警鐘/狂気の
影/エスラント学習会への誘い

